

2020年2月27日

北海道教育委員会
教育長 佐藤 嘉大 様

北海道高等学校教職員組合連合会
中央執行委員長 尾張 聡

全北海道教職員組合
執行委員長 川村 安浩

新型コロナウイルス感染症対策の緊急要望書

日頃より、教育条件整備にご尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。また、この間の新型コロナウイルスへの対応等、ご奮闘に敬意を表します。

さて、新型コロナウイルスの感染が拡大し、教職員や児童生徒にも感染例が現れる事態となっています。特に、北海道においては感染が確認された方が増え続け、不幸にも命を落とした方、重篤な方、地域によっては学校関係者にも感染が広がっている状況があり、早急な対応が求められています。2月26日に行われた政府専門家会議は「このウイルスの特徴上、一人一人の感染を完全に防止することは不可能」「これから1~2週間が急速な拡大が進むか、収束できるかの瀬戸際」という判断を示しています。「最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分とれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高める」と厚労省が述べていることから、学校が感染拡大の場となってしまう危険もはらんでおり、十分な対策が必要です。学校での感染が起こらないよう、道高教組、道教組は、以下の項目について、緊急に要請します。

記

1 児童生徒の感染予防について

何よりも児童生徒のいのちと健康を守る対応を優先し、全庁あげて、ありとあらゆる対策を講じること。

2 感染防止対策の条件整備について

感染防止対策に必要な、マスクや殺菌アルコール、手袋など衛生資材が不足しており、学校独自で調達することが難しくなっている。道教委の責任において資材を確保し、各学校にゆきどくようにすること。

3 防疫体制の周知について

学校では、新型コロナウイルスに感染し、登校時間中に様態が急変する児童生徒に対応する可能性も十分にあることから、対応する教職員には感染予防の知識・技能が求められている。早急に新型コロナウイルスの防疫方法や事後の消毒作業のマニュアル等を整備し、学校現場に周知すること。

4 休校措置に関わる時数確保について

休校措置等により標準時数を下回ったとしても、無理な時数確保を押しつけないこと。

5 休校措置に関わる教職員の勤務について

休校措置の期間中は、感染拡大防止の観点から、教職員の勤務についても実態に合わせ柔軟に判断するよう通知し、教職員の感染防止についても最大限の配慮をすること。

6 教職員の家族状況に応じた勤務の扱いについて

教職員が養育する幼児児童生徒が通う保育園・学校等が休園・休校となった場合、教職員の特別休暇や在宅勤務を認め、安心して養育できる体制を整えること。

7 家族に感染者が出た場合・濃厚接触者となった場合の服務について

家族に感染者が出た場合、また、濃厚接触者として特定された場合等の服務の取扱いについては、年休等の取得を強制せず、特別休暇や在宅勤務等の扱いとすること。

8 臨時・非常勤職員の勤務について

臨時休校に伴い、日額制の臨時・非常勤職員の賃金に不利益がないよう取り扱うこと。

以上